

(議長)

会議を再開致します。

教育委員会所轄の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

「学校教育課長」

学校教育課長。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」

えーそれでは私から、学校教育課所管分につきまして説明をさせていただきます。

えー新規事業を中心に説明をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

えー最初に予算資料14ページ、事業ナンバーは295になります。職員人件費につきましては、所管は総務課となりますが、えー今年度新たにですね、特別支援教育支援員2名を増員する内容となっておりますので、ご承知、ご承知おき頂きたいと思います。

次に事業No. 298及び315、江差北小中学校に係わるスクールバスの運行委託につきましては、えー令和6年度において運行ルートの一部統合し、運行便数を減便したことから、小中合計で前年度対比1,063万9千円の減となっております。

えー次に事業No. 300、小学校管理です。予算額は7千飛び72万円、前年比1,230万5千円の減となります。減額の要因につきましては、江差北小の、えー屋根の改修や南が丘小学校の電気室のドアの改修が終了したことにより、1,093万2千円の減、その他光熱水費の見直しにより100万円程度減額したことが主な内容となっております。

えー次に事業No. 301、小学校遊具等改修です。令和6年度から小学校に設置されている遊具の保守点検を毎年行うことと致しましたが、えー既存の遊具において一部改修と撤去が必要となることが判明したことから、これに関わる予算を計上したものです。予算額は300万円です。

次に、事業No. 302、南が丘小学校体育館照明LED改修工事です。既存の水銀燈が故障、点灯せず水銀燈自体の製造が中止され補修が出来ない事から、体育館照明をLED化し併せて省エネルギー化を図るものです。予算額は657万3千円です。

えー次に事業No. 312及び322、小中学校のタブレット端末更新事業につきましては、令和2年度に導入した端末が更新期を迎えることから、北海道の共同調達事業により新たな端末を購入するものです。予算額は合わせて2,087万3千円、うち児童生徒が使用する端末につきましては、補助の対象となっております。

えー次に事業No. 316、中学校管理です。えー予算額は2,809万2千円、前年

度比373万4千円の増となりますが、えー江差北中学校の電話機更新や温水器の設置、えー江差中学校の除雪機購入が主な内容となります。

えー事業No. 314及び324の、えー学校給食費の無償化事業につきましては、引き続き実施を致します。小中合わせて1,612万5千円です。

えー資料15ページ、事業No. 351の江差町・上ノ国町学校給食センター運営につきましては、ご承知の通り本年4月から従来学校給食組合で実施をしておりました学校給食業務について、江差町が上ノ国町からの委託を受けて行うものでございまして、えー調理業務等の委託費や食材の購入に係るものが主な内容となります。予算額は1億2,888万1千円となります。

最後に奨学金特別会計につきましては、えー予算資料32ページの方に記載をさせて頂いておりますが、前年度からの大きな変更点はございません。予算総額につきましては474万8千円となっております。

以上簡単でございますが、学校教育課所管の予算説明を終わらせて頂きます。よろしくお願い致します。

「社会教育課長」

社会教育課長。

(議長)

社会教育課長。

「社会教育課長」

それでは、えー社会教育課所管の新年度予算について私の方から説明させて頂きます。

予算書は122ページから131ページ、予算資料は14ページから15ページのNo. 325番から350番までの26事業が該当となります。えー各係の新規事業と主な事業のみ説明させて頂きます。

まず予算資料14ページのNo. 332番のわくわくこども広場運営モデル推進事業についてです。冬期間における子供たちや親子の交流の場として、文化会館大ホールを活用した遊び場、遊びの広場につきましては、継続して実施するものでございます。

続いて、No. 334番、文化会館塔屋屋根改修です。文化会館大ホールの屋上の塔屋部分で雨漏りが発生している事から、これらを防止するために防水改修工事を行うものでございます。予算額は881万7千円でございます。

次に、No. 335番、芸術鑑賞事業です。こちらは劇団四季の心の劇場として、小学生を対象としたミュージカル公演を開催するに伴いまして、舞台スタッフ及び送迎バス等の経費を計上しているものでございます。予算額は80万9千円になります。

次に資料No. の338番の旧中村家管理です。基本的に、えー各文化財3施設につきましては、これまでと大きく変わりございませんが、今年度旧中村家につきましては、国道側に設置されている鉄骨階段、こちらが腐食している事から、これらの改修を行うもの

でございます。

次に、えーNo. 342番、開陽丸船体現状確認調査です。令和5年度から6年度にかけて、国の補助事業やパイロット事業を活用しながら、開陽丸センターの一部について、潜水調査及び保存処理を行っているところでございますが、残る箇所につきまして、文化庁の補助を活用しながら継続して調査及び保存処理を実施するものでございます。予算額につきましては700万円になります。

次に、No. 347番、全国少年少女野球教室です。日本プロ野球OBクラブが全国の小中学生を対象に実施しているプロ野球OBの指導による野球教室を、お一江差町で開催を予定しております。これらに係る消耗品類等の購入経費として、えー予算額25万4千円を計上してございます。

次にNo. 348番の運動館、運動公園管理でございます。えー基本的に運動公園の管理はこれまでと大きく変わりませんが、照明や高圧受電盤の修繕、その他照明器具の不具合等の箇所を特定するための絶縁調査を今年度実施すると言う事で、昨年より、えー増額となっております。予算額は917万1千円でございます。

次にNo. 349番の水堀町民プールの管理です。近年の猛暑に伴いまして、プールの閉設時期を、えー現在の8月末から9月中旬まで延長すると言う事に伴いまして、維持管理及び管理委託経費が増額となっております。予算額につきましては887万9千円でございます。

以上、簡単でございますが社会教育所管の予算説明を終わらせて頂きます。ご審議の方よろしくお願い致します。

(議長)

以上で補足説明が終わりましたので、質疑を許します。

「飯田議員」

はい、議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

えーそれでは、2点について質問致します。

えー小中学校のタブレット端末の更新でございます。まっこれにつきましては、国の、まっ事業でございますんで、ま、予算も付きますけれども、やっぱり私も心配しているのは、学校でもIT、家に帰ってもゲーム、本当に子供たちは体を動かすより、そういうやっぱりITで、もう日常が多く時間を過ごす訳であります。一部の識者によりますと、本当に字を書いたり、読書したりと、そういうような能力が薄れて来る、そういう心配も懸念されております。先進国の中ではもう既にこういうようなITの学習については、廃止

の方向も広まっております。これ中々1回で難しいと思いますけれども、将来展望に向かってですね、教育委員会として何かお考えが有りましたら、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

もう1点はですね、えー昨日の開会冒頭で、えー総務産業常任委員会からの意見書という形で上がっております。まっ地元の江差中学校、北中学校卒業して、それぞれの進路、まあ多くは江差高校に受験をした訳でございます。大変、80人の定員に対して、60、いや46人か7人、本当に何とか二間口が維持が出来て、そういう状況でございます。

将来的におそらく委員会としても道教委に対して、意見交換や要望はしていると思いますけれども、まあ当面の推移を見ましても、何とか2クラスは維持出来るだろうというふうに思っております。

まあこれまでの道教委の見解は、ただ単に生徒の数で間口を減らすとか、学校閉鎖はあり得ないと。1つの条件としては、地元自治体が道立高校に対するそういうような協力体制、そういうもの勘案をしながらも、間口、それから学校を維持を図って行くというような考えもありました。

そして、この報告書の中でですね、こういうのは証言があります。バス利用者を増加させ、駐車場を抑制、駐車、ああ高校の前にですね、あの一子供たちを送迎して行く個人の車両が大変多く並んで、バスも大変交通に支障を来していると言う、そういうような委員会の報告が有る訳であります。その中で主に江差の生徒さんの親御さんの送迎が多いと。

この裏の背景はですね、乙部、厚沢部はバス代の定期に対して補助をしているんです。これは、あの一新年度の予算では無理ですけども、やはりこのような実態をきちんと調査をして、少なくとも厚沢部、乙部町の教育委員会と意見交換をしながら、江差高校に通う生徒さん方が、出身地において、やっぱりそういう交通の差別がないような方向を私は模索するべきだと思っております。

やっぱり新年度においてそういうような、予算は別ですけども、是非ですね、他町との協議は進めて頂くべきだと考えますが、委員会の方の所見を伺いたいと思います。

「学校教育課長」

学校教育課長。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」

えー飯田議員から2点ですね、ご質問頂きました。

えー、まず最初に、えーまあタブレットとデジタル機器の使用時間が非常に長くなっているのではないかと言う危惧も含めてと言う事でのご質問かと思えます。

えーと実際ですね、えー学校におきましては、その一ICT機器を活用して効率の良い授業の展開というのも図っている一方でですね、やはりそのアナログの有るいいところ、

これも含めた上でですね、授業の展開というのを図っております。

で、あの一、教育行政執行方針の方にも、え一書かれております通り、江差町教育委員会と致しましては、デジタルとアナログの融合、え一両方のいいところを取って、子供たちの教育に役立てて行きたいと言う考え方でございますので、え一飯田議員の、え一ご意見も頂きながらですね、今後の教育行政に当たって参りたいというふうに考えております。

え一それから2つ目です。え一と江差高校の、え一間口の関係と、それとバス利用に関する補助をこの2点だったと思います。

え一と一まず、え一江差高校につきましては、飯田議員おっしゃる通りですね、定員80名に対して今年47名の規模と言う事で、え一、で江差町内の数で言いますとですね、江差の中学校卒業予定者が39名おりまして、え一そのうち江差高校へ進学を希望している人数というのが19名です。え一その他の希望、その他は20人は上ノ国高校5名で、後は管外というような内容となっております。

で、公立高校の配置計画につきましては、北海道教育委員会の方で定めるものでございまして、え一現在は令和7年度から9年度までの2年間の、え一高校の配置計画というふうになっておりまして、こちらの方では江差高校の見直し等に関する部分については一切触れられておりません。え一、で、え一これからの高校作りに関する指針と言うものがございまして、え一こちらの中ではですね、え一地域との繋がりを大切にしながら、活力と魅力ある高校作りを進めるというふうにされておりますので、え一配置計画に当たってはですね、これらを勘案しながらですね、え一江差町教育委員会として、道教委の方に、え一意見を述べて頂き、意見を述べて行き、行きたいなというふうに考えてございます。

え一それとバス利用に対する補助に関しましては、え一様々なご意見もございまして、え一色々なお話を聞いた上でですね、総合的に検討すべき事項ではないかというふうに思いますので、ご理解頂ければというふうに思います。

「出崎議員」

はい。

(議長)

出崎議員。

「出崎議員」

うーんと、私からは344番、町内パークゴルフ場管理支援、この項目についてですね、あの一現在支給対象になっている町内に、は何団体有るのか。で、どういう基準でどういうふうな配分されているのかって言うのが分ったら教えて頂きたい。

と言うのは、ちょっと私も所属してる水堀のパークゴルフ同好会でも、芝刈り機が故障した。で、あれがないとですね、グリーン周りがやっぱり芝刈らないとですね、あの一プレーが出来ないんですね、そういうのが予算に含まれてないのかどうかって言うのをちょっと聞かれたこともあって、え一その辺どうなっているのかお聞きしたいと思ってます。

「社会教育課長」

社会教育課長。

(議長)

社会教育課長。

「社会教育課長」

えー出崎議員から、えー町内のパークゴルフ場の管理支援と言う事でご質問頂きました。

まず、町内のパークゴルフ場3ヶ所、えー柳崎の追分パークゴルフ場、それから水堀、えーそれと南ヶ丘の3ヶ所の団体がございます。で、こちらの助成につきましては、えーと一大きくは、まず1つ柳崎の江差追分パークゴルフ場につきましては、以前、えー行っておりました野球場の、町の野球場を改修して、パークゴルフ協会の方で行っておりますが、そちらの方につきましては、えーそれまで町で、刈り取りをしたものを備品ですとかそういったものを、そちらの方に対応しながらと言う事で行っておりまして、えー柳崎、江差追分パークゴルフ場につきましては、全体の管理として今250万の助成をしています。

それと水堀と南ヶ丘につきましては、それぞれ独自に、それぞれの地域で回収すると言う事で、元々無かった部分については無かったんですが、それぞれの活動支援と言う事で、今10万円と言う事で、それぞれの団体の方に助成をしています。

で、先ほど水堀の方での芝刈り機のお話ありましたが、えーと昨年、柳崎パークゴルフ場の方に芝刈り機の方につきましては、元々町で所有していたものが、えー故障して、あの一動かなくなったと言う事で、その入れ替えと言う事でやりますけども、他の団体さんにつきましては、その部分で物を貸与するという形での助成はしていない、いないものですから、それぞれ水堀、南ヶ丘につきましては、今有る団体の中でそれぞれ対応して頂いているという状況でございます。

以上でございます。

(議長)

よろしいですか。

質疑希望はありませんので、教育委員会所轄の予算並びに関連議案についての質疑を終わります。

以上で令和7年度各会計予算並びに関連議案についての質疑を終了します。

14時20分まで、えー休憩します。

休憩 14 : 05

(議長)

それでは会議を再開致します。

これより各議案について討論、採決を行います。採決の順は条例先議で行います。

日程第2、議案第17号、江差町犯罪被害者等支援条例の制定について討論採決を行います。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第17号、江差町犯罪被害者等支援条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第17号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第3、議案第18号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について討論採決を行います。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第18号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第18号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第4、議案第31号、江差町性の多様性の尊重に関する条例の制定について討論採決を行います。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第31号、江差町性の多様性の尊重に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって議案第31号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第5、議案第19号、江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論採決を行います。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第19号、江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって議案第19号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第6、議案第20号、江差町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について討論採決を行います。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第20号、江差町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第20号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第7、議案第21号、江差町職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について討論採決を行います。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第21号、江差町職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第21号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第8、議案第22号、江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について討論採決を行います。

(議長)

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第22号、江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第22号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第9、議案第23号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論採決を行います。

(議長)

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第23号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第23号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第10、議案第24号、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論採決を行います。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第24号、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第24号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第11、議案第25号、江差町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論採決を行います。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第 25 号、江差町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第 25 号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第 12、議案第 26 号、江差町指定要介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定要介護予防支援等に関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論採決を行います。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第 26 号、江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第 26 号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第 13、議案第 27 号、江差町漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例について討論採決を行います。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第27号、江差町漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第27号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第14、議案第32号、江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例の一部を改正する条例について討論採決を行います。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第28号、江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第28号については、原案の通り可決されました。

(「議案32号だよ」の声)

(議長)

はい、失礼しました。議案32号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第15号、議案第28号、町道路線の廃止について討論採決を行います。
お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第28号、町道路線の廃止について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第28号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第16号、議案第29号、町道路線の認定について討論採決を行います。
お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第29号、町道路線の認定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第29号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第17号、議案第33号、江差町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について討論採決を行います。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第33号、江差町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第33号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第18、議案第7号、令和7年度江差町一般会計予算について、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(議長)

次に原案に賛成の者の発言を許します。

「大門議員」

議長。

(議長)

大門議員。

「田畑議員」

議長。ちょっといいですか。

「田畑議員」

議長。ちょっといいですか。

(議長)

はい。

(議長)

暫時休憩致します。

休憩 14 : 31

再開 14 : 32

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

まず大門議員、お願い致します。

「大門議員」

令和7年度江差町一般会計予算案について、賛成の立場から討論致します。

近年、国内ではウクライナ紛争の長期化などにより、原油価格の価格や物価の高騰が続
き、地域経済や住民生活に深刻な影響を与えています。

このような厳しい状況下においても、江差町は限られた財源の中で、町の未来を見据え
た3つの重点施策を掲げ、地域の持続可能な発展を目指していることを高く評価致します。

まず、地域活性化を目指した取り組みについて申し上げます。

江差町では、子供が安心して遊べ、家族がゆっくり過ごせる施設が不足しているため、
休日には町外へ流出するケースが見受けられます。近隣市町村の道の駅が地域経済の活性
化に大きく寄与したと言う事を考慮すると、江差町でも町の個性を生かした質の高い道の
駅の整備が必要不可欠だと思います。

特に町長の公約であり、就任以来、幾度なく町民に訴えてきた北の江の島構想に基づき、
江差町のシンボルであるかもめ島を核とした新たな観光拠点の整備は、地域ブランドの強
化と交流人口の増加を促進します。

令和9年度のオープンに向け、町民の声を反映させながら、丁寧かつ着実な整備を進め
て頂きたい頂きたく強く期待致します。

次に再生可能エネルギーに対する取り組みについてです。ゼロカーボンシティの実現と
エネルギー供給地としての地位確立に向けた檜山沖の洋上風力発電事業は、低迷する地域
漁業の振興や江差港湾の活用、さらに関連産業の誘致にも繋がる可能性を秘めています。

地域経済の多角的な発展を支える柱として、町民や各団体と緊密に連携しながら、慎重
かつ力強く推進されることを願います。

最後に、住民生活の向上と安全、安心のまちづくりについてです。防災情報伝達システ
ムの早期運用は、災害リスクが高まる昨今、住民の生命と財産を守るために欠かせない取
り組みです。

また、増加する空き家対策や老朽化した保育園対策、公共交通の利便性を向上を図る江
差マースの運行実験、充実、運行の充実、暮らしやすいを実感出来る環境整備に繋が
ります。これらの施策は、町民や各団体の対話を踏まえ、江差町が抱える課題に真正面か
ら向き合い、持続可能な地域作りを進める強い決意の表れである予算内容となっており、

大いに評価するものでございます。

江差町の新たな魅力を創出と地域経済の活性化、そして町民が誇りを持って住み続けたいと思えるまちづくりに向けて、町職員の英知を結集し、邁進されますようご期待申し上げ、賛成の立場から討論と致します。

何とぞ議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げ、私の賛成討論を終わります。

「田畑議員」

議長、ちょっといいですか。世の中ね、イレギュラーもあるんですよ。私、初めてですから。この32が終わってからだと思っていたもんですから。ちょっと、自分の不注意ですけど、どうか議員の皆さん一つ賛同お願い致します。反対討論させて下さい。

打越さんお願いします。

(議長)

認められません。ので引き続き、飯田議員の賛成討論お願い致します。

「飯田議員」

議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

えーそれでは、私から議案第7号、令和7年度江差町一般会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

昨日、今日予算について審議を致しました。

特に1次産業から商工、観光に至るまで、継続事業につきましては、切れ目なく予算を配分し、産業振興、そして町民の生活に配慮した予算編成であることは高く評価致します。

その中で特に新規事業と致しまして、防災情報システム整備事業4億7千万。2つ目、空き家実態調査に878万、まさに弱者に配慮した予算配分であります。また、この空き家対策につきましても、町の景観、災害について十分に配慮した新規事業であることを評価致します。

また、教育委員会と致しましても、ICT端末の整備、デジタルアナログ融合を目指した学校教育であります。新たに通信指導教室の開設など、生徒それぞれの個性に配慮した、きめ細かな教育行政を進めることに対しましても、高く評価するものでございます。

えー昨日の一般質問には9名の議員がそれぞれ一般質問しております。

特に道の駅に関しましては、それぞれは逆の立場での質問であります。町長の言う、議会を通して町民の皆さんが理解して頂くことは、逆に私は混乱をするものというふうに理解をしております。

まず、意見として、1つ目は、町長自らこの道の駅に対しての、きめ細かな情報提供を説明をすること。

2つ目は、道の駅、そして海水浴場の整備に関しましては、災害対策を十分考慮すること、この2つを、意見を付して、私の賛成討論とさせていただきます。

よろしくお願い致します。

(議長)

他に賛成討論無いようですので、採決に移ります。

この採決は起立によって行います。

議案第7号、令和7年度江差町一般会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます、起立を求めます。

(議長)

起立多数であります。

よって議案第7号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第19、議案第8号、令和7年度江差町国民健康保険費特別会計予算について討論採決を行います。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第8号、令和7年度江差町国民健康保険費特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって議案第8号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第20、議案第9号、令和7年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について討論採決を行います。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第9号、令和7年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって議案第9号については、原案の。

(大きな音あり。)

原案通り可決されました。

(議長)

議案、日程第21、議案第10号、令和7年度江差町介護保険特別会計予算について討論採決を行います。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第10号、令和7年度江差町介護保険特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第10号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第２２、議案第１１号、令和７年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について討論採決を行います。

お諮りします。討論については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

日程第１１号、令和７年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第１１号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第２３、議案第１２号、令和７年度江差町港湾整備事業特別会計予算について討論採決を行います。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第１２号、令和７年度江差町港湾整備事業特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第12号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第24、議案第13号、令和7年度江差町奨学金特別会計予算について討論採決を行います。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第13号、令和7年度江差町奨学金特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第13号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第25、議案第14号、令和7年度江差町水道事業会計予算について討論採決を行います。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第14号、令和7年度江差町水道事業会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第14号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第26、議案第15号、令和7年度江差町公共下水道事業会計予算について討論採決を行います。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第15号、令和7年度江差町公共下水道事業会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第15号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第27、議案第16号、江差町財政調整基金の処分について討論採決を行います
お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第16号、江差町財政調整基金の処分について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって議案第16号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第28、諮問第1号並びに日程第29、諮問第2号の人権擁護委員候補者の推薦について一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

ただいま一括上程となりました諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について及び諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

任期満了に伴う人権擁護委員候補者として、檜山郡江差町字本町271番地、松村直人氏、昭和50、失礼しました。昭和45年3月19生まれ、54歳及び檜山郡江差町本町170番地3、山田清美氏、昭和34年10月26生まれ、65歳を推薦することにつきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

ご審議の上、同意頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となりました諮問第1号並びに諮問第2号については、人事案件ですので、質疑討論を省略し、直ちに一括採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに一括採決致します。

(議長)

諮問第1号並びに諮問第2号の人権擁護委員候補者の推薦については、原案の通り、松村直人氏並びに山田清美氏を人権擁護委員候補者として適任である旨の意見を添えて答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって諮問第1号並びに諮問第2号については、原案の通り、え一答申することに決定致しました。

暫時休憩致します。

休憩 14 : 46

再開 14 : 47

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

お諮りします。ただいま町長から議案第34号、令和7年4月1日から同年4月30日までの間における町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定についてが訂正（正：提出）されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、議案第34号を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定致しました。

(議長)

追加日程第1、議案第34号、令和7年4月1日から同年4月30日までの間における町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

議案第34号、令和7年4月1日から同年4月30日までの間における町長及び副町長の給与の減額に関する条例についてでございます。

去る2月17日に開催された江差町議会全員協議会において、税務課における不適正事務について、関係職員の処分を行った旨をご報告させて頂いたところです。

本事案により、町民、法人及び関係機関の皆様に多大なるご迷惑をおかけし、町政に対する信頼を大きく損なうこととなりました。

改めて深くお詫びを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

私は町政を担う長として、また副町長は町政の事務方のトップとして責任の重大さを痛感しているところであり、それぞれの給料を1ヶ月10%減額することと致しました。

つきましては、減額に関する条例を提出しておりますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑はありませんか。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えーすいません。えー前回もあったんですけども、一応この1ヶ月10%という根拠は、どっから出て来た数字とパーセンテージですか、その根拠となる部分をご説明をお願い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

はい。根拠というところですけども、我々、行政を担う立場として責任の取り方というところで10%、1ヶ月というところ、職員の処分の内容も含めて、これまでの我々の

責任の取り方としての検討した結果、今回は10%、1ヶ月と言う事で提案をさせて頂いているところでございます。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

ですから、1ヶ月10%の根拠はどこですかってこと聞いてんですよ。今、町長さんが、その今までの形の中で、その一私達が決めたってことなんですよ。

ですから、何故1ヶ月で10%か、何を基にして出て来たのかと僕は聞いてるんです。

(議長)

副町長。

「副町長」

はい、あの一、増永議員は、あーいくらしたらいいのかよく分りませんが、これまでの色んな不適正事務や不祥事事務の大きさや町民に与えたそう言った、まあ事案を基にして、町長が1ヶ月10%というふうに決めさせて頂いた。過去のそういった事例を基にして、こう言う事でございます。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

過去の事例でやったって事は、今回の事例って言うのは、大中小じゃないですけども、町長さんの感覚とすれば、どういう感覚なんだろうかな。

私は、大変、非常に大きい問題だと思います。その大きい問題が、1ヶ月10%っていう具合、そういうの数字でいいのかっていう、自分自身でちょっと疑問を持っていますので、今、答弁、質問させて頂いております。

(議長)

副町長。

「副町長」

ですから、増永議員は、これでは少ないという思いできっと質問してるんだろうなとい

うふうに思いますので、ですからこの提案に対して、この後、採決になりますので、それに対して意思表示すればいいでないかというふうに思います。はい。

(議長)

他に質疑をありませんので質疑を終結致します。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第34号、令和7年4月1日から同年4月30日までの間における町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって議案第34号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第30、発議第1号、江差町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

お諮りします。本案についてはお手元の配付の通りですので説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第1号、江差町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって発議第1号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第31、発議第2号、持続可能な学校の実現を目指す意見書の提出についてを議題と致します。

お諮りします。本案については、お手元に配付する通りです、ですので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第2号については、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって発議第2号については、原案の通り決しました。

(議長)

日程第32、発議第3号、物価上昇を上回る年金額引き上げを求める意見書の提出についてを議題と致します。

お諮りします。本案についてはお手元に配付の通りですので説明と討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第3号について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって発議第3号については、原案の通り決しました。

(議長)

以上で、今定例会に付議された案件は全て議了致しました。

これで会議を閉じます。

令和7年、第1回江差町、江差町議会定例会を閉会致します。

皆さん2日間大変お疲れ様でした。ご協力ありがとうございました。

閉会 15 : 02

地方自治法第129条第2項の規定により署名する。

北海道檜山郡江差町議会

議長

署名議員

署名議員